

## 告 示

### 埼玉県選管告示第三十五号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十九年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一一、九七五、六〇〇円